

平成25年7月16日
 地域政策課
 農林企画課
 建築住宅課

福島県復興推進計画（復興特区）の認定について

復興特区法に基づき申請していた下記の復興推進計画について、7月5日に国から認定を受けました。

記

1 今回認定を受けた復興特区（詳細は別紙1～3のとおり）

	名称	申請主体	特例の概要
①	ふくしま産業復興投資促進特区（変更） ※ H25.6.21 申請 【農林水産部】 別紙1	県及びいわき市 ※他の市町村より早い時期に調整が整ったいわき市が先に県と共同で申請したもの。	これまで製造業等を対象として課税の特例を受けていた本特区について、農林水産業等も対象業種に追加するもの。
②	福島県復興推進計画（公営住宅） ※ H25.5.31 申請 【土木部】 別紙2	県及び59市町村の共同申請	円滑な公営住宅の供給を可能とするため、入居資格要件緩和の延長や入居者等への譲渡制限期間の短縮を図るもの。
③	福島県応急仮設建築物復興特区 ※ H25.6.21 申請 【企画調整部】 別紙3	県及び関係30市町村の共同申請	復興の推進に必要な応急仮設建築物について、建築基準法に定める期間（最長2年3ヶ月）を超えて存続させるもの。

【参考1】認定書交付式

下記のとおり交付式が実施されました。

- 日 時 平成25年7月5日(金) 15:45～
- 場 所 復興庁福島復興局 政務官室
- 交付者 復興大臣政務官 亀岡偉民
- 受領者 福島県副知事 村田文雄
いわき市副市長 鈴木英司

【参考2】県としてこれまで認定を受けている復興特区

特区名称 (担当部局)	概要	区域	特例措置	申請年月日 認定年月日
ふくしま産業復興投資促進特区 (商工労働部)	製造業等の企業の新・増設を推進し、被災者等の雇用の場を創出	復興産業集積区域は工業団地や工業専用地域等を設定	課税の特例措置	H24.2.29 H24.4.20
ふくしま医療関連産業復興特区 (商工労働部)	医療関連産業の集積を図り、被災者等の雇用の場を創出	県内全域	医療機器製造販売業等の資格要件の緩和	H24.2.29 H24.3.16
福島県保健・医療・福祉復興推進特区 (保健福祉部)	地域医療及び高齢者福祉サービスの再生	県内全域	病院の医師配置基準の緩和 (通常90%)等	H24.4.6 H24.4.20
福島県確定拠出年金復興特区 (企画調整部)	確定拠出年金の脱退一時金により被災者の生活再建を支援	県内全域	中途脱退要件の緩和	H24.7.19 H24.8.3

福島県復興推進計画（ふくしま産業復興投資促進特区）について

1 特区の概要

これまで製造業等を対象として課税の特例を受けていた本特区に農林水産業等を対象業種として追加するもの。

2 申請主体

県といわき市の共同申請

農林水産業の特区について、各市町村とともに復興庁と調整を進めておりましたが、6月21日にいわき市の農林水産業の特区の新設について取りまとめたため変更申請したものです。

なお、いわき市の製造業及びいわき市以外の市町村における農林水産業、製造業等についても、早期に一括して申請できるよう現在調整を進めております。

3 対象区域

- 山林を除く農業振興地域を指定し、本県の基幹産業である農林水産業の特区を県内全域で構築しようとするもの。
- また、水産業については、漁港を核として「生産（水揚げ）、加工、流通・消費」の流れが構築され集積が図れる区域を設定する。
- なお、市街化区域や用途地域内であっても、植物工場や産地直売所、農家レストラン、農家民宿などの取組も区域設定する。

4 特区により期待できる効果

- 農林水産分野での企業進出、規模拡大、法人化
 - 農林水産業と製造業との連携による更なる地域産業6次化の進展や新産業の創出
 - 農林漁業者自らが行う農家民宿や農家レストラン、産地直売所の取組等の進展による地産地消の推進と農山漁村の活性化
- ※ 特区の認定により風評の払拭と力強い農山漁村の再生につなげたい。

福島県復興推進計画（公営住宅）について

1 申請主体

福島県全域（県と59市町村の共同申請）

2 対象者

被災者等（復興推進計画区域内において、東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者、都市計画事業等の実施に伴い移転が必要となった者）

3 特例の内容

- 災害発生から3年に限り入居資格要件が緩和されているところ、復興推進計画に記載された災害公営住宅等の建設等が完了するまでの間（最長10年間）、入居資格要件を緩和
- 耐用年限の1/4経過後、特別な事由があるときは入居者等に譲渡することが可能であるところ、その期間を1/6に短縮
- 譲渡対価については、公営住宅の整備等に用途が限定されているところ、地域住宅計画に基づく事業に充てることが可能

福島県復興推進計画（福島県応急仮設建築物復興特区）について

1 特区の概要

復興の推進に必要な応急仮設建築物について、建築基準法に定める期間（最長2年3ヶ月）を超えて存続させるもの

2 申請主体

県と関係30市町村の共同申請

【共同申請市町村】

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、会津美里町、西郷村、石川町、三春町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

3 対象とする応急仮設建築物

県内に建設されている111の応急仮設建築物を対象とする。

【対象とする応急仮設建築物の例】

- 仮設の店舗、事務所、工場等
- 仮設の医療施設やデイサービス、養護老人ホーム等の老人福祉施設
- 被災した学校の仮設校舎や長期避難に対応したサテライト校舎等
- 被災により使用不能となった市役所や役場の仮設庁舎
- 放射性物質検査や除染、災害廃棄物の処理、避難区域等のペット保護などに必要な応急仮設建築物